

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	別記 1 のとおり	5 月 1 日から 10 月 6 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	56kW（無過給機関の場合 52kW）以下で許可証に記載されている馬力数 （改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあっては 20 馬力以下）	1 天草市五和町又は天草郡 苓北町に住所を有する者 2 天草漁業協同組合の正組合員である個人 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

天草海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

ア 長崎県長崎市樺島灯台と長崎県南島原市瀬詰埼（早崎鼻）を結んだ線と天草郡苓北町四季咲岬灯台と天草市天草町十三野山山頂を結んだ線の延長線との交点

イ 四季咲岬灯台と樺島灯台を見通した線から四季咲岬灯台を基点として右へ 337 度・3,400 メートルのところ

ウ 北緯 32° 30′ 52.2″ 東経 129° 58′ 18.9″ の点

エ 北緯 32° 30′ 52.2″ 東経 129° 55′ 1.9″ の点

オ 北緯 32° 27′ 5.2″ 東経 129° 55′ 1.9″ の点

カ キとケを結んだ線と北緯 32° 27′ 5.2″ 線との交点

キ 樺島灯台と天草市天草町下津深江灯台とを結んだ線上両陸岸からの中間点

ク 長崎県長崎市二ノ岳山頂と四季咲岬灯台とを結んだ線と樺島灯台と瀬詰埼（早崎鼻）とを結んだ線との交点

ケ 樺島灯台から真方位 173.8 度の線上同灯台から 10 海里の点